

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合組織条例

平成26年11月25日条例第2号

(事務局の設置)

第1条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

第2条 事務局は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合同規約第3条に規定する事務を処理する。

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合同規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。